

(様式2)

公益社団法人日本放射線腫瘍学会
海外研修助成事業 会計報告書

記載日 20 年 月 日

採択年度(第 回申請)	年度 (第 回申請)
申請者	氏名:
	住所:
	連絡先(e-mail/TEL)

以下の通り、会計報告いたします。

費目(プルダウンメニューあり)	内容	支出金額(円)	領収書(写)番号*
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
	合計		
	助成・補助金額		30万円

注*: 証憑は費目に対応する領収書等の写しを添付してください。
尚、上記報告内容に関する領収書の原本は各自必ず7年間に以上お手元で保管ください。

注1: 原則、研修費用総額が助成金を下回った場合は、差額返納をお願いします。

注2: 旅費・交通費・宿泊費は、当会「出張・旅費規程」に準じます。(会員専用HP、又は以下参照)

第3章 海外出張旅費 (海外出張旅費)

第17条 海外出張旅費は、交通費(鉄道賃、航空賃、船舶賃、車賃)、宿泊費、渡航手続き費用とし、海外に於ける交通費及び宿泊費については、海外出張日当日に於ける日本円の為替レートに応じた実費を支給する。但し為替レートが明らかでない場合は、時価で換算するものとする。

(渡航手続費用)

第18条 渡航手続費用の額は、予防注射料、査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額とする。

(航空賃)

第19条 航空賃は、各航空会社に於ける、最も低廉な額の航空普通座席運賃(出発日のエコノミークラス(Y2)運賃適用を原則とする)を上限として支給する。

2 前項に関わらず、理事長若しくは理事長に準ずる代表者には、各航空会社に於ける最も低廉な額のビジネスクラス航空運賃を支給する。

(宿泊費)

第20条 宿泊費は宿泊日数に応じて、1日あたり原則40,000円を上限として支給する。

2 前項の規定に関わらず、欧米地域等で宿泊する理事長若しくは理事長に準ずる代表者には、1日あたり50,000円を上限として宿泊費支給する。